

# 令和7年度 保育園等入園のご案内



川島町マスコットキャラクター

「かわみん」と「かわべえ」

—お問合せ—  
川島町子育て支援課  
〒350-0192  
川島町大字下八ツ林 870 番地1  
TEL 049-299-1765(直通)  
FAX 049-297-6087

川島町ホームページ



## ～もくじ～

<b>教育・保育施設について</b>	1 ページ
<b>保育の必要性の認定について</b>	
1 認定とは？	3 ページ
2 保育必要量	3 ページ
3 保育の必要性の認定（2号・3号認定）の基準	4 ページ
4 保育年齢について	5 ページ
5 延長保育について	6 ページ
<b>保育施設の入所手続きについて</b>	
1 入園申込の流れ（2号・3号認定）	7 ページ
2 町外の保育施設への申込み・町外からの申込み	8 ページ
3 申込みに必要な書類	9 ページ
4 申込み時の注意事項	10 ページ
5 利用調整について	11 ページ
<b>入園決定後の就労状況確認と認定について</b>	
1 【就労】で新規入園・継続入園されたかた	13 ページ
2 【求職活動状況等申告書】で新規入園されたかた	13 ページ
3 【育児休業等を終了し職場復帰】で新規入園・継続入園されたかた	14 ページ
<b>入園後の各種変更手続きについて</b>	
1 世帯の状況に変更があった場合	14 ページ
2 保護者が退職する場合	14 ページ
3 入園後に妊娠し、産前産後休業を取得する場合	14 ページ
4 入園後に出産し、育児休業を取得する場合	15 ページ
5 保育施設を退園する場合	15 ページ
6 保育施設を利用中に町外へ転出する場合	15 ページ
<b>利用者負担額（保育料）・主食費・副食費について</b>	
1 利用者負担額（保育料）について	17 ページ
2 主食費・副食費について	19 ページ
3 利用者負担額の変更について	20 ページ
4 多子世帯の負担軽減について	21 ページ
5 町立保育園保育料等の納付について	21 ページ
<b>よくあるお問い合わせ～Q&amp;A～</b>	22 ページ
<b>町内保育施設の紹介</b>	24 ページ
<b>記入例</b>	27 ページ

# 教育・保育施設について

## 保育園

就労等により保育が必要なお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

## 認定こども園

保育を必要とするお子さんをお預かりする「保育園部分」と、教育を行う「幼稚園部分」の両方の役割を持つ施設です。どちらの部分を利用するかによって、申込方法や保育時間が異なります。

※2号・3号認定（保育園部分を利用する場合）は、川島町へ申込みが必要です。

※1号認定（幼稚園部分を利用する場合）は、各認定こども園へ直接の申込みとなります。

## 地域型保育事業（事業所内保育以外）

主に0～3歳未満の低年齢児を対象とした、少人数で行う保育事業です。

対象となる保育施設は以下の通りです。

### ・『家庭的保育（保育ママ）』

保育者の居宅等において家庭的な雰囲気の中で、0～5歳の保育を必要とするお子さんを預かる施設で、利用定員が5人以下（実際の受入状況は保育室により異なります）で、保育する事業。各保育室へ直接の申込みとなります。

### ・『小規模保育』

利用定員が6～19人以下できめ細やかな保育を行う事業。川島町へ申込みが必要です。

### ・『居宅訪問型保育』

保育を必要とする子どもの居宅において保育を行う事業。各保育室へ直接の申込みとなります。

## 幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う学校です。



## 町内の保育施設

種類	施設名	所在地	電話番号	開所時間		受入開始 時期	
				平日	土曜		
公立	保育園	けやき保育園	下八ツ林 866	049-297 -2550	7:30 ~19:00	7:30 ~18:30	生後 8か月~
		さくら保育園	上伊草 2000-1	049-299 -3906	7:30 ~19:00	けやき保育園 で実施	生後 8か月~
私立	認定こども園	とねがわ 幼稚園	中山 1733-2	049-297 -3000	保育園部分		生後 8か月~
					7:30 ~19:00	7:30 ~18:30	
					教育部分		
					10:00 ~14:00	/	満3歳~
民間	地域型 保育事業所	あすか川島 保育園	中山 1347-1	049-236 -3150	7:30 ~18:30	8:00 ~18:00	生後 8か月~ 2歳



# 保育の必要性の認定について

## 1. 認定とは？

保育施設の利用を希望する場合には、町に「教育・保育給付認定申請書」を提出して、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。認定区分と主な利用先は以下の通りです。

対象年齢	認定区分			利用施設
満3歳以上	教育を希望する場合	◇1号認定 (教育標準時間認定)	教育標準時間	・幼稚園 ・認定子ども園（教育部分）
	保育を必要とする場合	◆2号認定 (保育認定)	保育標準時間 (保育短時間)	・保育園 ・認定子ども園（保育部分）
満3歳未満	保育を必要とする場合	◆3号認定 (保育認定)		・保育園 ・認定子ども園（保育部分） ・地域型保育施設

## 2. 保育必要量

保育認定を行うと同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」があります。保育必要量は、保護者が保育を必要とする事由や就労時間により認定します。

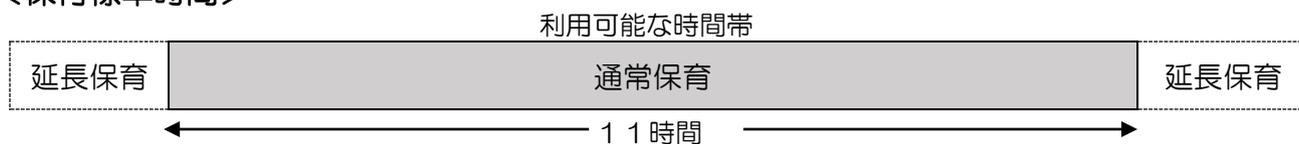
川島町では、「保育標準時間」を基本として認定を行います。「保育短時間」での認定を希望される場合は、子育て支援課へご連絡をお願いいたします。（「保育標準時間」と「保育短時間」では月の保育料の金額が異なります。詳しくはP18をご覧ください）

保育必要量	就労等の時間数目安	利用可能な保育時間
保育標準時間	月に120時間以上	一日に <u>最大</u> 11時間まで
保育短時間	月に64時間以上120時間未満	一日に <u>最大</u> 8時間まで

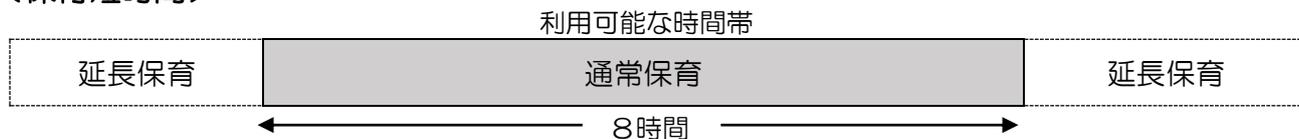
### <教育標準時間>



### <保育標準時間>



### <保育短時間>



※1日の最大利用時間を超えて利用する場合は延長保育（有料）となります。延長保育（有料）を利用する場合は、延長保育利用申請が必要です。  
 ※保育施設により利用可能な時間帯が異なります。

町内保育施設名	開所時間	保育標準時間	保育短時間
町立保育園	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30
認定こども園 とねがわ幼稚園	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30
あすか川島保育園	7:30~18:30	7:30~18:30	8:30~16:30

※上記時間帯は平日のものです。土曜日については各保育施設の土曜日の開所時間の範囲内で利用可能な時間となります。



【例】Q. 月120時間の勤務（月～金）。8:30~15:30（7時間勤務）。通勤所要時間は片道20分です。標準時間認定でしたが、18:30まで利用できますか？

A. いいえ。

保育必要量は保育標準時間の中で、保護者それぞれの就労時間や通勤所要時間等により決定するものであり、標準時間認定の全ての人が必要しも11時間利用できるわけではなく、日々の保育が必要な時間での利用となります。

### 3. 保育の必要性の認定（2号・3号認定）の基準

保育園で保育する必要があると認められるには、児童の保護者及び同居する64歳以下の親族等のいずれもが次に示す事由に該当する必要があります。

保育の必要な事由		認定期間
就労	月64時間以上就労することを常態とすること （※入園できる最低条件です）	就労している期間、または下記まで 2号：満3歳から就学前まで 3号：満3歳になるまで
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	出産（予定日）の属する月の2か月前から、出産（予定日）から8週間後の日が属する月の末日までの期間
疾病・障害	肉体的・精神的に疾病・障害を有していること	治療に要する期間
介護・看護	同居の親族を常時介護又は看護していること	介護・看護に要する期間
災害復旧	火災や風水害、地震などで、住居等の復旧に当たっていること	災害復旧に要する期間
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること	（新規）入園月の翌々月末まで （継続）退職した日から1か月後の日が属する月の末日まで
就学・職業訓練	卒業後の就労を前提とした学校に通学していること（職業訓練校を含む）	在学している期間
育児休業	育児休業取得中に、すでに保育を利用する子どもがいて、継続利用が必要と認められること	必要と認められる期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	必要と認められる期間
その他	町長が認める上記に類する状態にあること	必要と認められる期間

※内職は、保育時間内に労働しなければならないという制約がないため保育時間内の労働とは認められません。ただし、『障がい』、『看護』、『介護』等によりやむを得ず内職となってしまう場合には子育て支援課へご相談ください。

※同居（同敷地内にお住まい）の親族その他の者が、その児童を家庭で保育することが可能と認められる場合は、利用の優先度が下がる場合があります。

※認定については、入園後も毎年現況確認のための書類提出を行う必要があります。

## 4. 保育年齢について

1～5歳児については、令和7年4月1日時点での年齢によりその年度のクラスが決まります。（※年度途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。）

### <クラス年齢早見表（令和7年度）>

クラス	生年月日
0歳児	令和6年4月2日生 ～
1歳児	令和5年4月2日生 ～ 令和6年4月1日生
2歳児	令和4年4月2日生 ～ 令和5年4月1日生
3歳児	令和3年4月2日生 ～ 令和4年4月1日生
4歳児	令和2年4月2日生 ～ 令和3年4月1日生
5歳児	平成31年4月2日生 ～ 令和2年4月1日生

### <0歳児クラスに入園できる月（令和7年度）>

入園できる月	4月入園	5月入園	6月入園	7月入園	8月入園	9月入園
生まれた日	R6年 8月1日まで	R6年 9月1日まで	R6年 10月1日まで	R6年 11月1日まで	R6年 12月1日まで	R7年 1月1日まで
入園できる月	10月入園	11月入園	12月入園	R6年 1月入園	R6年 2月入園	R6年 3月入園
生まれた日	R7年 2月1日まで	R7年 3月1日まで	R7年 4月1日まで	R7年 5月1日まで	R7年 6月1日まで	R7年 7月1日まで

※入所月の初日に上記の月齢に達していることが条件になります。



## 5. 延長保育について

保護者のやむを得ない事情により、延長保育が必要な場合は別途申請が必要です。  
また、利用施設により対象となる時間や延長保育料が異なりますので、詳細は各施設に直接お問い合わせください。

### 町立保育園

- 保護者の就労や、やむを得ない事情により延長保育が必要な場合は、入園決定後に延長保育の利用申請をしてください。  
(午前7時30分から午前8時30分まで、または午後5時以降に保育が必要な場合)
- 以下の申請書類をそろえて保育園に提出してください。  
(無料の延長保育を使う場合にも書類提出が必要になります。)
- 土曜保育についても別途申請が必要です。
- 利用希望の方は、お早めに園へご相談ください。

#### 申請書類

- ①延長保育利用申請書
- ②両親及び同居の祖父母の(延長保育用)就労証明書

#### 保育時間

	7:30	8:30	17:00	18:30	19:00
平日	延長保育 (無料)	通常保育		延長保育 (無料)	延長保育 (有料)
土曜	7:30	8:30	17:00	18:30	
	延長保育 (無料)	通常保育		延長保育 (無料)	

#### 延長保育料 延長保育(有料)の金額について

(午後6時30分から午後7時までの30分は有料となります。)

月額・・・2,000円(1か月を単位として利用した場合)

日額・・・150円(臨時的に利用した場合)

令和7年度より、土曜の一日保育がスタートします。



# 保育施設の入所手続きについて

## 1. 入園申請の流れ（2号・3号認定）

入園希望月	令和7年4月入園	
受付場所	子育て支援課（窓口）	
申込期間	一次	令和6年11月1日（金）～11月15日（金） ※土・日曜・祝祭日は除く
	二次	定員の空き状況により実施する場合があります

認定審査 利用調整	<p>提出された書類により、保育の必要性について認定審査をします。 認定を受けたお子さんの中で保育の必要性が高いお子さんから順に利用調整（P.11～12参照）を行い、入園決定します。</p> <p>★認定を受けた方には「教育・保育給付認定書」を利用調整結果と併せて送付します。</p>
面接	<p>新規入園申請を提出された方は第1希望の保育園で親子面接を行います。 ※面接をした保育園に入園できるとは限りません。</p> <p><b>町立保育園：令和6年12月7日（土）</b> （詳細については通知にてお知らせします）</p> <p>★他の保育施設については、第一希望の保育施設より面接日等のお知らせをします。</p>

結果通知	<p><b>4月入園が決定した場合：1月下旬頃に「入所承諾通知書」を送付します。</b> （入園に伴い、子育て支援課及び保育施設に提出が必要な書類がある場合は通知しますので、期限までにご提出ください。）</p> <p><b>入園できない場合：1月下旬頃に「入所不承諾通知書」を発送します。</b></p> <p>★結果については郵送で通知します。（電話での回答は出来ません）</p> <p>★<u>入園が保留（待機）となった場合は、翌月以降、当該年度中に限り継続して選考の対象となります。</u>また、翌月以降については入園可能な場合のみ通知します。 （再面接をする場合があります。）</p> <p>★翌月以降も「入所不承諾通知書」が必要な場合は、お申し出ください。</p>
------	---

入園 説明会	<p>入園決定した保育施設で、入園の際必要な手続きなどについて説明会を行います。必ずご参加ください。</p> <p><b>町立けやき保育園：令和7年2月12日（水）</b> <b>町立さくら保育園：令和7年2月13日（木）</b> ※詳細については通知にてお知らせします。</p>
-----------	--

他の保育施設につきましても各保育施設にお問合せください



入園	<p>入園当初、お子さんが保育施設に慣れるまでは、「ならし保育」として通常より短い保育時間となります。「ならし保育」は目安として1～2週間ですが、お子さんの年齢や状況により異なります。</p>
----	--

- ★入所決定は先着順ではありません。
- ★書類不備があった場合、申請は受け付けられません。提出前に必ずご確認ください。
- ★郵送の場合は、上記受付期間に子育て支援課へ必着が条件です。
- ★申請を取り下げる場合は「保育施設利用申込取下げ書」の提出が必要です。

入園希望月	令和7年5月～令和8年3月入園
受付場所	子育て支援課（窓口）
申込期間	希望月の前月の5日締め切り ※5日が土・日曜・祝祭日の場合は、その前日の平日を締切日とします。

認定審査 利用調整	提出された書類により、保育の必要性について認定審査をします。 ★認定を受けた方には「教育・保育給付認定書」を利用調整結果と併せて送付します。
面接	各保育施設より面接のご案内をいたします。 第1希望の保育園で親子面接を行います。

結果通知	<p><b>入園が決定した場合</b>：入園希望月の前月下旬頃に「入所承諾通知書」を送付します。</p> <p><b>入園できない場合</b>：入所希望月の前月下旬に「入所不承諾通知書」を発送します。</p> <p>★入園が保留（待機）となった場合は、翌月以降、当該年度中に限り継続して選考の対象となります。また、翌月以降については入園可能な場合のみ通知します。（再面接をする場合があります。）</p>
入園説明	親子面接の日程により、面接と同時に行う場合があります
入園	入園当初、お子さんが保育施設に慣れるまでは、「ならし保育」として通常より短い保育時間となります。

## 2. 町外の保育施設への申込み・町外からの申込み

### 《 川島町民の方が町外の保育施設を希望する場合 》

受付場所	川島町役場子育て支援課
受付期間	希望する保育施設所在地の市区町村の受付期間締切日の10日前まで（厳守）
申込書類	次ページの必要書類一式（川島町）
添付書類	希望する保育施設所在地の市区町村の指定する書類

★希望する市区町村によって締切日や必要書類が異なる場合がありますので、申込みの前に必ず希望する保育施設所在地の保育担当課へご確認ください。

★転出予定の方は、転出先に直接提出する場合がありますので、転出先市区町村の保育担当課へお問い合わせください。

### 《 町外の方が川島町の保育施設を希望する場合 》

受付場所	住民票のある市町村の保育担当課
受付期間	町内の方と同じです ※必着（厳守）
申請書類	①住民票のある市区町村の申請書類一式 ②川島町様式「利用申込に関する重要事項確認票（同意書）」
備考	町内に在勤が条件になります

★転入予定の方は、川島町の申請書類一式でお申込みください（P9～10参照）

### 3. 申込みに必要な書類



#### ①～④までの書類は全員提出です。

記入漏れや不足書類が無いように、ご確認ください。不備がある場合は、受付できないことがあります。

#### ① 教育・保育給付認定（現況届）申請書 兼 保育施設利用申込書

（記入例 27ページ）

#### ② 家庭状況等調査票

（記入例 29ページ）

#### ③ 保育を必要とする事由の証明書

※保護者それぞれ1種類以上の提出が必須

（★）は町の様式を使用してください。

保育が必要な事由	添付する証明書等
就労している場合 （就労が内定している場合）	<b>就労証明書（★）</b> ※3か月以内に発行されたもの ※令和7年4月1日時点で64歳以下の同居または同敷地内に住んでいる祖父母等がいる場合は、提出する必要があります。 ・祖父母の同居・別居の判断は実態に沿った家庭状況で判断します。 <u>住民票上は世帯分離となっても、同一住所にお住まいの場合には、同居扱いになります。</u> ・同一住所内であっても家計が別生計で別棟にお住まいの場合や玄関、水まわりが別の2世帯住宅にお住まいの場合については別居扱いになります。 （別途添付書類が必要となりますので、事前にご相談下さい。）
病気の場合	<b>医師の診断書</b> （事前にご相談ください） ※1か月以内に発行されたもの ※家庭での保育をできない旨の記載があるもの。または障害者手帳の写し
病人等を看護している場合	<b>医師の診断書</b> ※心身に障がいのある家族を看護している場合は、その家族の障害者手帳の写し
災害の復旧の場合	<b>罹災証明書</b>
出産予定の場合	<b>母子健康手帳の写し</b>
通学の場合	<b>在学証明書又は入学決定通知書、授業のカリキュラム等</b>
求職の場合	<b>求職活動状況等申告書（★）</b>
その他	保育が必要であることを証明する書類

#### ④ 利用申込に関する重要事項確認票（同意書）

## ⑤ 該当者のみ提出が必要な書類

該当事例	必要書類
<b>自営業の方</b> (新規のみ) 自営業・在宅勤務・内職・農業・ 及び親族経営の会社に勤務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労状況申告書</li> <li>・客観的に事業を行っていることが分かる書類の写し</li> </ul> 【例】個人事業の開業届、営業許可証、確定申告書、又は源泉徴収票、会社の登記簿謄本等
<b>離婚調停中の場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚調停中であることを証する書類</li> </ul>
<b>町内に転入予定の方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入に関する誓約書</li> <li>・川島町内の転入先を証明する書類のコピー ※1</li> <li>・同居誓約書 ※2</li> </ul> ※1 保護者の名と住所・転入の日付が記載されている建物の売買契約書・アパートの賃貸借契約書等 ※2 親族等と同居する場合は、住宅所有者に同居誓約書を記入してもらう必要があります。

●入園希望月の前月末日までに転入できなかった場合は、入園が取消しとなります。

## 4. 申込み時の注意事項

申込み後に申請の内容に変更が生じた場合(就職先や就労時間の変更、育児休業期間の変更、妊娠や家族構成の変更、転居等)は、速やかに子育て支援課へ届け出てください。

### 1 育休明け・産休明けで申込み



・育児休業中に申込みをして入園が決定した場合、入園決定月内で育児休業を終了し復職することが入園の条件となります。

### 2 求職活動での申込み

求職活動を理由として入園した場合、入園月の翌々月の10日(休日の場合は前日)までに、就労を決定することが入園の条件となります。期日までに就労先が決まらないかた、必要書類が提出されないかたは入園月の翌々月の末日で退園となります。

※就労先が決まっていて(内定)就労証明書の提出が間に合わない場合、子育て支援課へご相談ください。

### 3 妊娠・出産での申込み

・妊娠・出産を理由として入園した場合、出産(予定日)の属する月の2か月前から、出産(予定日)から8週間後の日が属する月の末日までの利用が可能です。

### 4 その他

- ・希望した保育園のみ入園審査を行います。
- ・申込みの内容が事実と異なる場合、入園承諾を取り消す場合があります。
- ・申込みの際、希望園順に記入してください。記入のない園には案内できませんのでご注意ください。

## 5. 利用調整について

利用調整は、「保育利用調整基準」に基づいて行います。「基本点数表」で保育の必要な状況を点数化し、さらに「調整指数表」により加点、減点をし、基本点数と調整指数の合計点数により優先順位を決定します。同一点数の場合は「優先順位表」により順位を決定します。なお、状況によってはご希望に添えない場合があります。

### 川島町保育施設利用調整基準

(1) 基本点数と(2) 調整指数の合計を利用調整指数とし、指数の高い順に利用の調整を行います。利用調整指数が同点の場合は(3) 優先順位により入園者を決定します。

(1) 基本点数表

事由	父母(※1)が保育できない理由・状況	点数	父	母
1 家庭外 保育	月20日以上、1日8時間以上の就労が常態(※2)	20		
	月20日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	18		
	月20日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	16		
	月16日以上、1日8時間以上の就労が常態	18		
	月16日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	16		
	月16日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	14		
	月64時間以上の就労が常態	12		
2 家庭内 保育	月20日以上、1日8時間以上の就労が常態	18		
	月20日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	16		
	月20日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	14		
	月16日以上、1日8時間以上の就労が常態	16		
	月16日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	14		
	月16日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	12		
	月64時間以上の就労が常態	10		
3 求職中	月20日以上、1日8時間以上の就労に内定	10		
	月20日以上、1日6時間以上8時間未満の就労に内定	9		
	月20日以上、1日4時間以上6時間未満の就労に内定	8		
	月16日以上、1日8時間以上の就労に内定	9		
	月16日以上、1日6時間以上8時間未満の就労に内定	8		
	月16日以上、1日4時間以上6時間未満の就労に内定	7		
	求職中(就労先未定)	2		
4 出産	出産(予定)日の属する月の2か月前から、出産(予定)日から8週間後の日の属する月の月末まで	20		
5 疾病	疾病などにより6か月以上入院・常時病臥・感染症	20		
	疾病などにより保育が困難	16		
	疾病などにより保育に支障	12		
6 障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳△、A	20		
	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B、	18		
	上記以外で障害認定を受けていて、保育が困難な場合	12		
7 介護 看護	週5日以上、30時間以上の介護又は看護	20		
	週5日以上、20時間以上の介護又は看護	16		
	週4日以上、16時間以上の介護又は看護	14		
	上記以外で特に介護が必要と認められた場合	12		
8 災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていている場合	20		
9 就学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校等にすでに就学	10		
	就職に必要な技能習得のために職業訓練校等に就学が内定	6		
10 その他	DV・児童虐待対象児童又は支援が必要な児童	(※3)		
	ひとり親家庭	20		

- 備考 ①父母それぞれの基本点数を合わせたものを、利用申込児童の基本点数とする。  
 ②父母が1～10の複数の事由に該当する場合は、一番基本点数が高いものを採用する。  
 (※1) 父母がいない場合は、その他の保護者。  
 (※2) 就労時間とは、休憩時間を含むものとする。不規則勤務等で、就労日数、時間が表に該当しない場合は、シフト表等の提出をする。  
 (※3) 当該児童・世帯の状況に応じ、別途判断する。

## (2) 調整指数表

状況	内容	備考	指数	父	母
就労状況	引き続き3年以上就労している場合		2		
	引き続き1年以上3年未満就労している場合		1		
	保育園保育時間外の労働が常態		-3		
	雇用主が保護者の配偶者又は三親等内の親族で、かつ保護者が扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となっている場合		-5		
	雇用主が保護者の配偶者又は三親等内の親族で、かつ保護者が専従者控除の対象となっている場合		-2		
世帯の状況	同居の親族(20～65歳未満)に預けることが可能		-5	(※1)	
	父母のどちらかが単身赴任		3		
	保護者が身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、Aの交付を受けている場合	基本指数が障害の場合を除く	5		
	保護者が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B以下の交付を受けている場合	基本指数が障害の場合を除く	3		
	同居の家族内に身体障害者手帳3级以上、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていて週3日以上介護している場合	基本指数が障害の場合を除く	2		
	別居の家族内に身体障害者手帳3级以上、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていて週3日以上介護している場合	基本指数が障害の場合を除く	1		
	通信制の学校等に就学(予定)している場合		-3		
	生活保護世帯の場合		2		
きょうだいの状況	双子が同時に申込みの場合(3つ子以上は1人1点加算)		3		
	すでにきょうだいが在園している場合		4		
	きょうだいが幼稚園に在園している場合	預かり保育を利用している場合を除く	-2		
	在園していた児童が、その児童以外の児童の育児休業のため保育園を退園し、復職時に再申込をする際、育児休業の対象だった児童の申込みも同時にする場合		4		
保育料	保育料を3か月以上滞納している場合		-5		
	保育料を6か月以上滞納している場合		-15		
その他	証明書等必要な書類の提出がない場合		-1		
	特に保育が必要と認められる場合		(※2)		

(※1) 以下は世帯に加算する。

(※2) 認められる場合は別途調整指数を設ける。

## (3) 優先順位表

順位	内容
1	両親不存在、ひとり親世帯
2	同一保育園にきょうだいがすでに在園している場合
3	認可外保育施設等に入所していた場合
4	基本点数表の事由 ①～⑨の順位 (①災害②就労(家庭外)③就労(家庭内)④疾病⑤障がい⑥介護・看護⑦就学⑧出産⑨求職中)
5	保育協力者(祖父母、おじ、おば等)が①関東地方外②県外③町外 に在住

# 入園決定後の就労状況確認と認定について

## 1. 【就労】で新規入園・継続入園されたかた

- 入園決定から入園までの間に、就労時間や勤務地等に変更があった場合は子育て支援課までご連絡ください。変更後の内容が記載された就労証明書の提出をお願いします。
- 「有期雇用」のかたは、雇用期間の更新後に就労証明書を速やかに提出してください。更新されない場合や、提出がなく更新が確認できない場合は退職とし、保育の必要性を満たせないことから、保育認定の取消し及び雇用期間終了日の月末で保育解除（退園）となります。  
※パートタイムや契約社員等の方はご注意ください
- 「就労内定」で申請したかたは、就労開始日、就労開始後3カ月の実績が記載された「就労証明書」を再度提出してください。

【就労】により保育の必要性の認定を受けられる最低基準の労働は  
「1か月に64時間以上就労していること」です



- ※企業との契約が基準を満たしているだけでなく、実際の就労が基準を満たしてください。
- ※扶養範囲以内で調整しながら就労しているかた、きょうだいの長期休暇時（夏休み等）に就労時間を調整するかたはご注意ください。
- ※就労証明書の内容に不正（虚偽）な事実が確認できた場合は、その月をもって退園となります。
- ※就労等の調査・事実確認は、勤務先に年間を通じて実施しています。

基準に満たないことがわかった月末で、認定取消及び保育解除（退園）とさせていただきます

- ※特別な理由が無く、基準に満たない就労月がある場合や、就労が一時保育利用で可能と判断される場合。  
(例)・契約は64時間以上なのに、シフトを入れてもらえなかった  
・きょうだいの学校行事等で休んでしまい64時間を満たせなかった  
・事前に64時間を満たせないことが分かっているが、就労時間の調整や子育て支援課へ申告を怠った場合等。(就労契約上、掛け持ち等が不可の場合はご相談ください)
- ※就労基準を満たせないことが事前にわかっている場合は、必ず子育て支援課までご相談ください。

## 2. 【求職活動状況等申告書】で新規入園されたかた

- 求職活動を理由として入園した場合、入園月の翌々月の10日（休日の場合は前日）までに、「教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届」・「就労証明書」を提出してください。期日までに就労先が決まらないかた、必要書類が提出されないかたは入園月の翌々月の末日で保育解除（退園）となります。その場合、改めて入園申込（随時入園）が必要です。  
※就労先が決まっていて、就労証明書の提出が間に合わない場合、子育て支援課へご相談ください。
- 実績確認のため、就労開始後3カ月の実績が記載された就労証明書を再度提出してください。

【例】4月1日入園の場合→6月10日までに就労証明書を提出する。就労できない場合は、6月30日で退園となります。

### 3.【育児休業等を終了し職場復帰】で新規入園されたかた

●産休・育休復帰を理由とし入園した場合、入所決定月内で育児休業を終了し復職してください。また、復職後、入園月の翌月20日まで（休日の場合は前日）に、「教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届」・「復職証明書」を提出してください。職場復帰が確認できない場合は翌月末で、保育解除（退園）となります。

【例】4月1日入園の場合、育児休業を4月30日までに終了し、5月1日までに職場復帰すること。

## 入園後の各種変更手続きについて

### 1. 世帯の状況に変更があった場合

- 子ども・保護者の氏名、住所、電話番号に変更があった
- 保護者の勤務に変更があった（勤務地や勤務時間の変更等）
- 世帯構成に変更があった（結婚、離婚、祖父母と同居・別居等）
- 保育を必要とする事由に変更があった
- 利用者負担額に関する事項について変更があった

家庭状況や就労状況に以下の変更が発生した場合は、  
速やかに子育て支援課又は保育施設まで届け出てください。



### 2. 保護者が退職する場合

- 保護者が退職し就労しない場合は、その月の末日で退園となります。引き続き保育施設の利用を希望する場合は、退職前に子育て支援課へ連絡してください。

【例】6月12日付で退職した場合は、6月末で保育解除（退園）となります。

- 保護者が退職後に求職活動をする場合は、「教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届」、「求職活動申告書」の提出が必要です。



退職日の翌日から1か月以内に就労をしていただく必要があります。新しい就労先が決まり次第、「教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届」、「就労証明書」を速やかに提出してください。



該当期間内に就労が確認できなかった場合は、該当期間を終了した日の属する月末で退園になります。

※退職前の連絡を怠った場合や、当該期間内にお子さまの保育を必要とする証明書を提出されない場合も、同様です。

※就労先が決まっていて、就労証明書の提出が間に合わない場合、子育て支援課へご相談ください。

### 3. 入園後に妊娠し、産前産後休業を取得する場合

- 入園後に妊娠をして産前産後休業を取得する場合は、休業前に「教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届」、「母子健康手帳の写し」（表紙、出産予定日が記載してあるページ）を提出してください。

## 4. 入園後に出産し、育児休業を取得する場合

- 入園後に出産をして育児休業を取得する場合は、「教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届」、育児休業期間が明記された「就労証明書」を提出してください。
- 在園中の上のお子さんは、ご家庭で保育できない状態ではなくなりますが、届け出をした場合に限りに、原則として育児休業対象児童が1歳の誕生日に達する日の属する年度末まで上のお子さんの継続入園を認めています。次年度4月以降は、育児休業から復職し保育要件を満たしていただく必要があります。  
(育児休業期間は就労先によりそれぞれ異なりますので、就労先にご確認ください)
- 翌年度4月に上の子どもが5歳児クラスとなる場合に限り、就学前まで継続利用を認めています。
- 育児休業が終了する時点で、育児休業対象児童が保育施設に入園できなかった場合は、その年度末まで在園中の上のお子さんの継続入園を認めています。
- 育児休業中の施設変更(転園)はできません。
- 育児休業中の新規入園はできません。

母の産前産後休暇または育児休業期間に、父も育児休業を1か月以上取得する場合は、育児休業期間が明記された「就労証明書」を「教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届」と併せてご提出ください。

## 5. 保育施設を退園する場合

- 保育施設を退園される場合は、原則として退所希望月の15日までに「保育施設退所届」を提出してください。
- 保育施設の退園は希望する月の末日付となり、その月の分まで利用者負担額をお支払いいただきます。
- 保育施設を退園する場合、教育・保育給付認定証は、返還していただきます。  
(入園時に入所承諾通知書と一緒に発行しています。)

## 6. 保育施設を利用中に町外へ転出する場合

- 保育園利用中に町外へ転出をする場合、転出日が属する月までは、川島町がお子さんの入所を決定しますが、翌月以降は転出先の市町村がお子さんの認定を決定します。そのため、当該保育施設へ引き続き入園を希望する場合は、①から③の手続きを、転出日の属する月のうちに必ず行ってください。
- ①川島町へ「保育施設退所届」を提出し、併せて「教育・保育給付認定証」を返還してください。
- ②転出の手続き後、川島町子育て支援課へお越しください。
- ③転出先市町村の保育を担当する部署で、速やかに川島町へ入園の申込をしてください。

※町外に転出された場合、引き続き入園できるかどうかの判断は町外からの入園基準で行いますが、転出した当年度については、転出先市町村の保育施設受け入れ状況を考慮したうえで、引き続き入園を認めることがあります。

# 「教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届」

+

## 「必要書類」



変更事由		必要書類	備考	提出期限
認定区分の変更		1号認定：無し 2・3号認定：申請書一式	申請書一式はP9～10参照	変更を希望する月の前月5日まで
子ども・保護者の氏名、住所等の変更		無し	町外への転出を伴い、転出後も同保育園の利用を希望する場合は、転出する前にお問い合わせください。	
世帯構成変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻、離婚した</li> <li>・転出・転入等により世帯員が増減した</li> </ul>	無し	婚姻などに伴い新たに保護者となった方については、労働等によりお子さんが保育を必要とする証明書類（個人課税証明書・就労証明書など）が追加が必要になります。また、利用者負担額の変更を伴う場合もあります。	変更が生じた日の属する月の末日まで
保護者の勤務の変更	・就労先や勤務時間の変更			
	・求職活動し就労が決定した	「就労証明書」	該当期間内に就労が決定したが、就労証明書の提出が遅れる場合は、必ず支援課までお知らせください。	決まり次第速やかに
	・退職し求職活動する	「求職活動申告書」	求職期間は、退職日の翌日から1か月以内です。	退職前又は退職後速やかに
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労から産前産後休業を取得する</li> <li>・妊娠し退職するが引き続き産前産後で利用する</li> </ul>	「母子健康手帳の写し」	表紙、出産予定日が明記されたページ。	産前産後休業を取得する月の前月20日まで
	・出産後、育児休業を取得する	「就労証明書」	育児休業取得期間、復職（予定）日が明記してあるもの。	育児休業を取得する月の前月20日まで
	・産休・育休から復職した	「復職証明書」	復職日が記載してあるもの 育児のための時短勤務以外に、就労内容に変更がある場合は、別途「就労証明書」を提出してください。	入園月の翌月20日まで
保育を必要とする事由の変更	・疾病・障害のため	「医師の診断書」又は「障害者手帳の写し」	保育が困難であることが明記されている1か月以内に発行されたもの。	変更が生じた日の属する月の末日
	・就学のため	「入学決定通知書」又は「在学証明書」 授業のカリキュラム等	授業のカリキュラム等は、開始～終了時間や1週間又は1か月の予定がわかるもの。	決まり次第速やかに
	・その他	保育が必要であることを証明する書類	※P9参照	
利用者負担額に関する事項の変更		※個人課税証明書等、変更がわかる書類を併せて提出してください。		

# 利用者負担額(保育料)・主食費・副食費について

## 1. 利用者負担額(保育料)について 0歳児～2歳児クラス

利用者負担額(保育料)は市町村民税額を基に算定され、父母の所得割額の合計額で利用者負担額(保育料)が決定されます。また利用者負担額(保育料)には主食費・副食費がすでに含まれています。

期間	保育料算定資料	転入された方
令和7年4月分～ 令和7年8月分保育料	令和6年度 市町村民税額	令和6年1月1日時点の住所、保護者の個人番号(マイナンバー)が必要です。
令和7年9月分～ 令和8年3月分保育料	令和7年度 市町村民税額	令和7年1月1日時点の住所、保護者の個人番号(マイナンバー)が必要です。

### 【 所得割額の確認について 】

#### ① 給与から町民税・県民税が天引きされている方

給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書に記載の所得割額

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">主たる給与以外の の合算所得区分</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">総所得金額①</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>雑損 医療費</td> <td>障・寡・ひ・勤 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎</td> <td>控 老 扶 養 親 族 該 当 区 分 特 同 老 人 其 他</td> <td>課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引</td> <td>税 率</td> <td>課 税 区 分</td> </tr> <tr> <td>社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 (摘要)</td> <td>所得控除合計②</td> <td>控 老 扶 養 親 族 該 当 区 分 特 同 老 人 其 他</td> <td>課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引</td> <td>税 率</td> <td>課 税 区 分</td> </tr> </table>	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計		主たる給与以外の の合算所得区分		総所得金額①		雑損 医療費	障・寡・ひ・勤 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	控 老 扶 養 親 族 該 当 区 分 特 同 老 人 其 他	課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引	税 率	課 税 区 分	社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 (摘要)	所得控除合計②	控 老 扶 養 親 族 該 当 区 分 特 同 老 人 其 他	課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引	税 率	課 税 区 分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税額控除前所得割額④</td> <td style="width: 15%;">6月分</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px dashed black;">所得割額⑥</td> <td style="border: 2px dashed black;">7月分</td> <td style="border: 2px dashed black;">8月分</td> <td style="border: 2px dashed black;">9月分</td> <td style="border: 2px dashed black;">10月分</td> <td style="border: 2px dashed black;">11月分</td> </tr> <tr> <td>税額控除前所得割額④</td> <td>12月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除額⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割額⑥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>均等割額⑦</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別徴収税額⑧</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除不足額⑨</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既充当額⑩</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既納付額⑪</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引納付額⑬-⑩-⑪</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更前税額⑫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増減額(⑧-⑫)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	税額控除前所得割額④	6月分					所得割額⑥	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	税額控除前所得割額④	12月分					税額控除額⑤						所得割額⑥						均等割額⑦						特別徴収税額⑧						控除不足額⑨						既充当額⑩						既納付額⑪						差引納付額⑬-⑩-⑪						変更前税額⑫						増減額(⑧-⑫)						変 更 月					
給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計		主たる給与以外の の合算所得区分		総所得金額①																																																																																																			
雑損 医療費	障・寡・ひ・勤 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	控 老 扶 養 親 族 該 当 区 分 特 同 老 人 其 他	課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引	税 率	課 税 区 分																																																																																																		
社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 (摘要)	所得控除合計②	控 老 扶 養 親 族 該 当 区 分 特 同 老 人 其 他	課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引	税 率	課 税 区 分																																																																																																		
税額控除前所得割額④	6月分																																																																																																						
所得割額⑥	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分																																																																																																		
税額控除前所得割額④	12月分																																																																																																						
税額控除額⑤																																																																																																							
所得割額⑥																																																																																																							
均等割額⑦																																																																																																							
特別徴収税額⑧																																																																																																							
控除不足額⑨																																																																																																							
既充当額⑩																																																																																																							
既納付額⑪																																																																																																							
差引納付額⑬-⑩-⑪																																																																																																							
変更前税額⑫																																																																																																							
増減額(⑧-⑫)																																																																																																							
変 更 月																																																																																																							

#### ② ご自身で町民税・県民税を納付している方

給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書に記載の所得割額

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">営業等 農 業 不 動 産 利 子 配 当 給 付 所 得 (取 入) 所得(所得金額調整控除後) (取 入) 所得 業務・その他雑</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">雑損 医療費 社会保険料・ 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 配偶者・基礎(夫)・ ひとり親・勤労 配偶者・配偶者特別 扶 養 基 礎 合 計</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>総合所得金額</td> <td>所得控除合計②</td> <td>所得割額</td> <td>課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引</td> <td>税 率</td> <td>課 税 区 分</td> </tr> </table>	営業等 農 業 不 動 産 利 子 配 当 給 付 所 得 (取 入) 所得(所得金額調整控除後) (取 入) 所得 業務・その他雑		雑損 医療費 社会保険料・ 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 配偶者・基礎(夫)・ ひとり親・勤労 配偶者・配偶者特別 扶 養 基 礎 合 計		課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引		総合所得金額	所得控除合計②	所得割額	課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引	税 率	課 税 区 分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税額控除前所得割額④</td> <td style="width: 15%;">6月分</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px dashed black;">所得割額⑥</td> <td style="border: 2px dashed black;">7月分</td> <td style="border: 2px dashed black;">8月分</td> <td style="border: 2px dashed black;">9月分</td> <td style="border: 2px dashed black;">10月分</td> <td style="border: 2px dashed black;">11月分</td> </tr> <tr> <td>税額控除前所得割額④</td> <td>12月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除額⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割額⑥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>均等割額⑦</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別徴収税額⑧</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除不足額⑨</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既充当額⑩</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既納付額⑪</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引納付額⑬-⑩-⑪</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更前税額⑫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増減額(⑧-⑫)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	税額控除前所得割額④	6月分					所得割額⑥	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	税額控除前所得割額④	12月分					税額控除額⑤						所得割額⑥						均等割額⑦						特別徴収税額⑧						控除不足額⑨						既充当額⑩						既納付額⑪						差引納付額⑬-⑩-⑪						変更前税額⑫						増減額(⑧-⑫)						変 更 月					
営業等 農 業 不 動 産 利 子 配 当 給 付 所 得 (取 入) 所得(所得金額調整控除後) (取 入) 所得 業務・その他雑		雑損 医療費 社会保険料・ 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 配偶者・基礎(夫)・ ひとり親・勤労 配偶者・配偶者特別 扶 養 基 礎 合 計		課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引																																																																																													
総合所得金額	所得控除合計②	所得割額	課 税 山 林 所 得 分 離 短 期 譲 渡 分 離 長 期 譲 渡 株 式 等 の 譲 渡 上 場 株 式 等 の 配 当 等 先 物 取 引	税 率	課 税 区 分																																																																																												
税額控除前所得割額④	6月分																																																																																																
所得割額⑥	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分																																																																																												
税額控除前所得割額④	12月分																																																																																																
税額控除額⑤																																																																																																	
所得割額⑥																																																																																																	
均等割額⑦																																																																																																	
特別徴収税額⑧																																																																																																	
控除不足額⑨																																																																																																	
既充当額⑩																																																																																																	
既納付額⑪																																																																																																	
差引納付額⑬-⑩-⑪																																																																																																	
変更前税額⑫																																																																																																	
増減額(⑧-⑫)																																																																																																	
変 更 月																																																																																																	

## 【 保育料徴収基準額表 】

階層区分	定義	保育料徴収金基準額（月額）	
		保育標準時間 （保育短時間）	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯等	0円	
		(0円)	
第2階層	第1階層を除き、市町村民税（特別区民税を含む。また、4月から8月までは前年度分。以下同じ。）の非課税世帯（均等割額、所得割額とも非課税世帯）	0円	
		(0円)	
第3階層	所得割額（均等割額のみ世帯を含む） 48,600円未満	9,800円	
		(9,600円)	
第4階層	所得割額 48,600円以上 97,000円未満	18,000円	
		(17,600円)	
第5階層	所得割額 97,000円以上 169,000円未満	31,200円	
		(30,600円)	
第6階層	所得割額 169,000円以上 301,000円未満	42,500円	
		(41,700円)	
第7階層	所得割額 301,000円以上 397,000円未満	56,000円	
		(55,000円)	
第8階層	所得割額 397,000円以上	60,000円	
		(59,000円)	

保育料算定用の所得割額とは、次の計算式で算定します。

$$\text{所得割額} = \left( \text{前年の所得金額} - \text{所得控除額} \right) \times \left( \text{所得割の税率} - \text{調整控除額} \right)$$

前年の所得金額
所得控除額
所得割の税率  
市民税  
6%
調整控除額

- 父母の所得で第2階層と算定されても、同居する祖父母等に所得割額が課税されている場合は、所得割額が一番高額な方の額で階層を算定します。
- 児童の属する世帯が次のいずれかの世帯に該当する場合で、第3階層と認定された場合は、徴収基準額から1,000円を引いた額となります。

- ① 母子父子家庭
- ② 在宅障害者（児）のいる世帯
- ③ 生活保護法に規定する要保護者に準ずる世帯と認められる場合

**対象施設**：保育園、認定こども園、地域型保育事業

※どの保育施設に入所しても共通です。

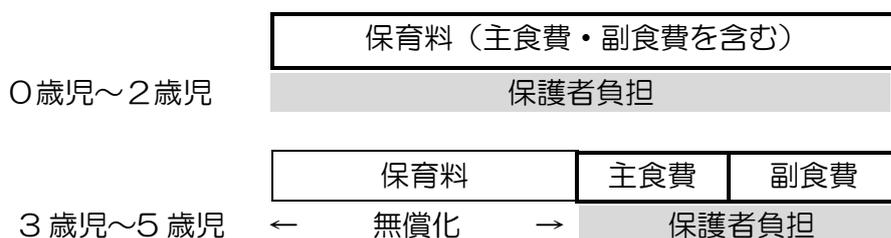
**納付対象月**：毎月1日時点で在籍している月（1日も通所していなくても、前月中に退園の手続きをしていないと、その月の分は納めていただくことになります。）

**利用者負担額の納付先と納付方法**：

- 〈納付先〉 ・ 保育園 → 市町村に納付  
 ・ 認定こども園、地域型保育事業の場合 → 施設に直接納付
- 〈納付方法〉 ・ 保育園 → □座振替  
 ・ 認定こども園、地域型保育事業の場合 → 施設によって異なります。

## 2. 主食費・副食費について 3歳児～5歳児クラス

0歳児～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれますが、3歳児～5歳児クラスの場合、主食費及び副食費が保護者の実費負担となります。



### 1 主食費・副食費の補助について

町では、主食費を一律700円分補助しており、副食費については該当する条件により補助額が異なります。

#### 【 町立保育園 】

- ・主食費については、全額町が負担しているため(町内在住者のみ)保護者負担はありません。
- ・町立保育園を利用希望の町外のかたの免除等につきましては、お住いの市町村にご確認ください。
- ・年収360万円未満相当世帯とは、保護者等算定者の町民税所得割57,700円未満の世帯またはひとり親家庭等については町民税所得割77,101円未満の世帯となります。

令和5年4月より

該当条件	主食費	副食費
① 年収360万円未満相当世帯または第3子以降の子ども	0円 (700円町負担)	0円
② 就学前の子どものうち第2子 保育認定：同一世帯で就学前の子どものうち第2子（2人とも在園していることが条件）		2,000円 (半額町負担)
③ 上記の①～②以外の場合		3,700円 (300円町負担)

## 【 町立保育園以外（町内の認定こども園、町外の保育施設） 】

主食費及び副食費額は各園により異なります。金額の詳細は直接園にお問い合わせください。

該当条件	主食費	副食費
① 年収360万円未満相当世帯または第3子以降の子ども	※園による  (主食費のうち、 <u>700円分を町が負担します</u> )	0円
② 就学前の子どものうち第2子 保育認定：同一世帯で就学前の子どものうち第2子（2人とも在園していることが条件） 教育認定：同一世帯で小学校3年生以下の子どものうち第2子		※園による (副食費のうち、 <u>半額を町が負担します</u> )
③ 上記の①～②以外の場合		※園による (副食費のうち、 <u>300円分を町が負担します</u> )

## 2 町立保育園の給食について

町立保育園では、栄養士が作った献立に従い各保育園で調理した給食を提供しています。

- (1) 全園児完全給食です。（主食とおかずの提供を行います。）
- (2) おやつ提供は、次のとおりです。  
0・1・2歳児は午前9時30分と午後3時の2回、3・4・5歳児は午後3時の1回。
- (3) 月に1、2回「お弁当の日」があります。

## 3. 利用者負担額の変更について

世帯の状況に変更があった場合、利用者負担額の階層変更に該当することがありますので、早急に子育て支援課までお申し出ください。

- ①保護者の結婚、離婚、死亡等により家族構成に変更があった場合
- ②修正申告等により市町村民税額に変更があった場合

※利用者負担額の階層変更はその事実が判明した翌月から対象になりますのでご承知ください。（その事実を届け出ていなかった場合等は、事実のあった翌月に遡り、税額が変更になったという場合等は、年度当初に遡ります。）

※年度の途中で3号認定から2号認定になっても年度末まで保育料は変わりません。

## 4. 多子世帯の負担軽減について

### ●保育料

- ① 保護者の扶養している子どものうち第3子以降の子どもが保育園に在園している場合  
【軽減額】 保育料…無料  
副食費…無料
- ② 同一世帯のうち2人以上の子どもが保育施設・事業を利用している場合  
【軽減額】 第2子（在園しているうちの2人目）  
保育料…半額  
副食費…半額
- ③ 年収360万円未満相当の世帯の場合  
【軽減額】 第2子（きょうだいの年齢にかかわらず同一世帯のうち2人目）  
保育料…半額（※ひとり親の場合 保育料…無料）  
副食費…無料

★過去に2か月以上の保育料が滞納していないこと、世帯全員が、その他町税等の滞納がないことが必要です。

## 5. 町立保育園保育料等の納付について

保育料及び副食費（町立保育園のみ）は口座振替で納付していただきます。

毎月1日に在園していると、その月分の保育料をいただきます。登園していなくても前月までに退所届が提出されないと、保育料を納入していただくこととなりますのでご注意ください。

### 口座振替取扱金融機関（順不同）13行

- ・ 埼玉りそな銀行（本・支店）
- ・ 埼玉中央農業協同組合（本・支店）
- ・ 足利銀行（本・支店）
- ・ 東和銀行（本・支店）
- ・ 飯能信用金庫（本・支店）
- ・ ゆうちょ銀行（郵便局）
- ・ 埼玉縣信用金庫（本・支店）
- ・ 三井住友銀行（本・支店）
- ・ みずほ銀行（本・支店）
- ・ 武蔵野銀行（本・支店）
- ・ 中央労働金庫（本・支店）
- ・ 三菱UFJ銀行（本・支店）

※保育園に入園決定後、各金融機関にて口座振替のお手続きをしていただく必要があります。

※埼玉りそな銀行・埼玉縣信用金庫・埼玉中央農業協同組合・武蔵野銀行・ゆうちょ銀行については、川島町役場の窓口にて口座振替のお手続きができます。また、お手続きには各金融機関のキャッシュカードが必要になります。

※口座振替依頼書

- ・ ゆうちょ銀行以外 「川島町町税等口座振替依頼書」3枚複写
- ・ ゆうちょ銀行 「自動払込利用申込書」ゆうちょ銀行専用

※手続き期限は「入園月の前月末日まで」

（参考）川島町の小・中学校の学校給食費の引き落としは、埼玉縣信用金庫・埼玉中央農業協同組合・武蔵野銀行・ゆうちょ銀行の4行です。

詳細は入園説明会にてご案内いたします。

## よくあるお問い合わせ ～Q&A～

### Q1 幼保連携型認定子ども園とはどのような施設ですか？



A：幼保連携型認定子ども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設です。

幼稚園部分と保育園部分とそれぞれに園舎を持ち日中の保育について連携しながら行います。詳しくは、園に直接お問合せください。

### Q2 認定子ども園への入園申込みはどうしたらよいですか？



A：認定子ども園の申込みについては、幼稚園部分と保育園部分でそれぞれ定員枠があり、申込み方法が異なります。

幼稚園部分（1号認定）は直接園に申込みいただきますが、保育園部分（2号・3号認定）については、他の保育施設同様に子育て支援課へ申込みください。

### Q3 認定子ども園への入園を希望していますが、幼稚園部分と保育園部分のどちらも入園申込みは可能ですか？



A：併願は可能です。

併願で申込む場合は、両方の申込みが必要になります。認定の申請は2号認定での申請になります。利用調整（選考）の結果により、保育園部分での入園ができない場合は、1号認定へ認定変更が必要となります。

### Q4 保育施設の入所は先着順で決定しますか？申込みすれば必ず入所できますか？



A：先着順ではありません。

受付期限までに申込みのあった方全員を選考します。  
また、申込み人数が定員を超えた場合は選考となるため、入所できないこともあります。

### Q5 空きのない保育施設も希望できますか？



A：希望することは可能です。

申込み時点で定員を超えている場合でも、キャンセルや退園者が出るなど空きが発生する場合があります。

### Q6 求職中でも申込みはできますか？



A：申込みはできます。

ただし、入園月の翌々月の10日（休日の場合は前日）までに就労し、就労証明書を提出しないと入園月の翌々月の末日で退園となります。

【例】4月1日入園の場合→6月10日までに就労証明書を提出する。就労できない場合は、6月30日で退園となります。

## Q7 育児休業中でも申込みはできますか？



A：新規申込みはできません。

ただし、育児休業を終了し、復職することを条件とする場合は申込みすることができます。

育児休業中に申し込みをして入園が決定した場合、入所決定月内で育児休業を終了し復職していただきます。

復職後、「復職証明書」を提出してください。(入園決定月の翌月20日までに提出)

【例】4月1日入園の場合→育児休業を4月30日までに終了し、5月1日に職場復帰すること。職場復帰できない場合は、5月31日で退園となります。

## Q8 ならし保育はいつ行うのですか？



A：入園月の1日からです。

入園月の1日から約1週間～2週間（お子さんの年齢や状況に応じて対応）のならし保育が必要となります。入園前には行っていません。

## Q9 第1子が保育施設に入所している途中で第2子を出産して育児休業を取得した場合、引き続き第1子は保育園に通うことができますか？



A：通うことができます。

ただし、第2子が満1歳に達する日の属する年度末までとなります。

次年度4月以降につきましては、育児休業から復職し保育要件を満たしていただく必要があります。

また、翌年度4月に上の子どもが5歳児クラスとなる場合に限り、就学前まで継続利用を認めています。

(育児休業期間は就労先により異なりますので、就労先にご確認ください)

## Q10 現在、認定こども園で教育・保育給付認定1号（教育）を受けています。仕事を始めればいつでも2号認定を受けられますか？



A：認定には定員があります。

教育・保育給付認定は、施設により定員を設けています。

定員を超える場合や、施設の受け入れ体制が整わない場合は、認定を受けることができません。また、認定を決定する際は就労時間や家庭状況を審査し、保育施設利用調整基準に基づき優先順位の高いかたから決定します。

## Q10 子どもの体調不良により、就労基準の64時間を満たせない月がありました。どうしたらよいですか？



A：やむを得ない事情に該当する場合は認められる場合があります。

子どもの病気や怪我等のやむを得ない事情の場合認められることがあります。保育施設に出席状況等を確認させていただくことがあります。また、入院等で長期間欠席する場合は、診断書等を提出していただきます。

# 町内保育施設の紹介



## 川島町立保育園

～一人ひとりの成長に合わせた保育を～



### 町立保育園の取り組み

#### ①発達を促す『リズム・リトミック遊び』

リズム・リトミックは全身で音楽を感じ、表現する教育法です。「リズム」「メロディ」「ハーモニー」これらを体で感じ、体で表現することで様々な能力を育てます。

#### ②心身の成長を『体育指導』（外部講師）

3歳児以上の園児を対象に、運動能力を向上させ、見る、聞く、理解する能力を身につけさせ、積極性を引き出し、基礎体力作りを目指します。

#### ③楽しく学ぶ『絵本・ワーク導入』

3歳児以上の園児を対象に、学ぶ楽しさに触れることを目的に学びの時間を設けます。絵本・ワークの学びにより見る力、考える力、集中力を身につけます。

#### ④効果的な虫歯予防『全歯磨き・フッ化物洗口』

虫歯の最もしやすい幼児（4～5歳児）期に保育園で実施し、虫歯ゼロを目指します。

※保護者の同意許可書をいただいた園児にのみ実施



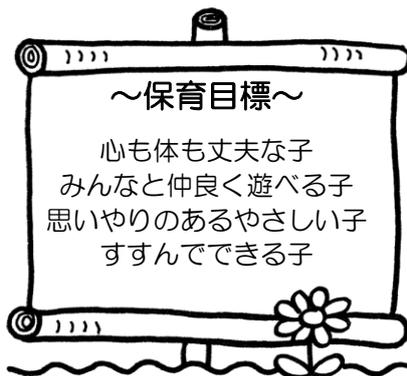
#### ⑤外国人講師による『英語指導』（外部講師）

英語に慣れ親しむことを目的とし、4～5歳児を対象に、外国人講師による英語指導の時間を設けます。



#### ⑥『ICT システム導入』

アプリを活用し、欠席連絡、保護者連絡、登校履歴の確認等がスムーズにできます。



#### ～保育目標～

心も体も丈夫な子  
みんなと仲良く遊べる子  
思いやりのあるやさしい子  
すすんでできる子



さくら保育園

〒350-0152

川島町大字上伊草 2000-1

☎049-299-3906



けやき保育園

〒350-0122

川島町大字下八ツ林 866

☎049-297-2550



◆とねがわ幼稚園がめざす教育

- ・子どもにとって、「登園が楽しい」と思える幼稚園です。
- ・保護者にとって、安心して子どもを任せられる幼稚園です。
- ・心と体をバランス良く鍛え、賢い子を育てる幼稚園です。



◆とねがわ幼稚園は『環境』で人を育てます

**幼稚園の教室**は、安心できて、居心地が良くて、自分の思いが叶う場所  
全ての保育室は、園庭と繋がった伸びやかで、開放感あふれるつくり  
苦手なことがあっても大丈夫。様々な個性をもつ子どもに配慮した保育を重視  
大切にする一人一人の人格や人権、ジェンダーフリー  
ワクワクする楽しいカリキュラム。大切にしている人との繋がり

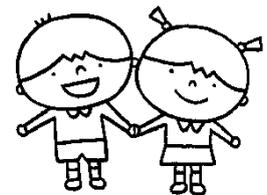
世界を一つに結ぶ空まで続く、広い**園庭**

冬の朝、朝マラソンをする子どもの上を飛翔する白鳥の群れ  
春、わんぱく山を散歩する子どもの足下にはクローバーやタンポポの緑や黄  
夏、裸足の腕白がいっぱい。真っ青な芝生の上で水遊び、砂場のどろんこ遊び  
秋、日だまりの中で続く会話。

ここには、子どもたちがワクワクする毎日があります。  
小学校のように、勉強の時間、休み時間なんて区切りはありません。  
幼稚園の生活が、まるごと学びです。

この環境の中で、**心**を豊かにし、**体**を丈夫に育てます。

知的好奇心をくすぐる様々な工夫で、**頭**を鍛えます。  
私たちは、そのお手伝い役。育つのは、子ども自身です。



◆とねがわ幼稚園の概要

- ・対象年齢 生後8ヶ月～就学前までの乳幼児  
※本園は幼稚園を母体としています。そのため、満3歳以上の子どもは、担任による4時間の教育があります。
- ・利用定員 3号認定(0歳児:6名 1歳児:16名 2歳児:18名)  
2号認定(3歳児:30名 4歳児:30名 5歳児:30名)
- ・開園時間 月曜日から金曜日 7:30～18:30 延長(有料)～19:00  
土曜日 7:30～18:30  
※日曜、祝日、年末年始は休園となります。

◎見学、入園にあたっての相談は随時受けつけています。お気軽にお問い合わせください。



〒350-0165 埼玉県比企郡川島町中山1733-1  
電話 049(297)3000  
E-mail tonegawa-youchien@celery.ocn.ne.jp  
HP <https://tonegawayoutien.jp/>





# みどりの郷あすか あすか川島保育園

2017年6月に開園した、0歳児～2歳児 定員12名の事業所内認可保育園です。

温かい家庭的な雰囲気の中、保育を行っています。

※2歳児のお子さまは、誕生日を迎え3歳になっても年度末までお預かり出来ます。

## あすか川島保育園7つの特長

### ①音楽指導(費用負担なし)

月に2回、音楽指導の先生が来園し、  
楽しく音楽と触れ合っています。

### ②給食

給食費・副食費は保育料に含まれます。  
管理栄養士監修の施設内で作った、  
手作りの温かい給食です。

### ③園庭

芝生の園庭で、ゆったりと遊べます。

### ④土曜日・祝日も開園

土曜日・祝日にお仕事されるパパ・ママも安心！

開園時間：平日 7：30～18：30

土曜・祝日 8：00～18：00

※土曜・祝日保育について

8：00～13：30 ⇒ 無料

13：30～18：00

⇒ 1,000円/1回

※お仕事の方のみ利用可能

(事前に申請書の提出が必要となります。)

### ⑤埼玉県下初の複合型施設

介護付き有料老人ホーム・就労継続支援B型  
作業所が併設。

お年寄りや障がい者との交流により、  
お子さまの心が育ちます。

### ⑥医療連携

施設内に当施設の看護師が常駐。

園医：東松山在宅診療所・くぼた脳神経内科  
クリニック・康寧会立川歯科と提携。

### ⑦卒園後

川島町と連携しており、町立保育園(2園)

へ入園することも可能です。

お問い合わせは  
049-236-3150



あすか川島保育園  
ホームページ

記入例①

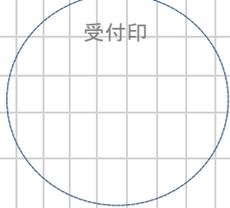
教育・保育給付認定（現況届）申請書 兼 保育施設利用申込書  
（施設型給付費・地域型給付費等）

新規  
 継続  
( ○○保育 園 )

令和 年 月 日

〒 350-0192

川島町長 あて



保護者住所  
(申請者)

川島町大字下八ツ林870-

フリガナ  
保護者氏名  
(申請者)

コソダテ ハナコ  
子育 花子

電話番号  
(連絡の取れる順)

① 090-XXXX-XXXX 父携帯・母携帯  
自宅・その他 ( )  
② 080-0000-0000 父携帯・母携帯  
自宅・その他 ( )  
③ 049-△△△-△△△△ 父携帯・母携帯  
自宅・その他 ( )

次の通り施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・  
保育給付認定（現況届）申請を行い、保育の利用を申し込  
みます。

フリガナ	コソダテ	ノゾム	生年月日	性別	障害者手帳の有無	4月1日の年齢
申請児童名	子育 希望		平成 令和 ●年 ●月 ●日生	男・女 男・女	有 ( 度/級 ) 無	●歳
			個人番号 (マイナンバー12桁)	〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

住所 (申請者と異なる 場合のみ記載)	令和5年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 川島町	<input checked="" type="checkbox"/> 他	埼玉県	▲▲	市町村
	令和6年1月1日現在の住所 (予定)	<input checked="" type="checkbox"/> 川島町	<input type="checkbox"/> 他	都道府県		市町村

保育の希望の有 無 (※)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等 と併願の場合を含む）
	<input type="checkbox"/> 無	幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）

(※) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型  
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

認定子ども園の1号認  
定(教育部分)申請のみ  
の場合は「無し」

利用を希望する 期間	令和 ●●年 ●月 ●日から	<input checked="" type="checkbox"/> 就学前まで
		<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで

利用を希望する 施設名	第1希望	さくら保育園	(希望理由)	通勤途中のため
	第2希望	けやき保育園	(希望理由)	
	第3希望	認定こども園〇〇〇幼稚園	(希望理由)	
	第4希望	〇〇市 △△△認定こども園	(希望理由)	

記入していない保育園については、空  
きがあってもご案内できない場合があ  
ります。  
※保育が必要な場合は、第2希望以上  
記入してください。

二人以上の入園 を希望される方	<input checked="" type="checkbox"/> 同時に同じ園のみ入園する
	<input type="checkbox"/> 同時であれば、別々の保育園でも入園する
	<input type="checkbox"/> 一人だけでも入園希望 (入園できなかった児童の状況) 預け先等:

該当の方は必ず記入し  
てください。

①保育の利用を必要とする理由等 (保育の希望の有無において)	
保育の利用 を必要とす る理由	続柄
	父 <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 母 <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産

保育の希望の有無において  
・「有」にチェックを付けた方は、①～⑤すべて記入して  
ください。  
・「無」にチェックを付けた方は、②、③のみ記入してく  
ださい。

希望する 利用時間	利用曜日	利用時間
	月 曜日 から 金 曜日まで	8 時 00分 から 17 時 00分まで
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ( <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他 ) ・ <input type="checkbox"/> 単身赴任	

②世帯の状況（世帯分離に関係なく、同一の家に住んでいる家族を記入してください。）

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	職業又は 学校名（学年）等	年齢	性別	前年度分 （当年度分） 市町村民税 課税の有無
申請児童の世帯員	(フリガナ) コソダテ カズオ 子育 一男	父	昭和・平成・令和 ●●年 ●月 ●日生 個人番号（マイナンバー12桁）○○○○-○○○○-○○○○	会社員	●●歳	男・女 (有)・無	(有)・無
	(フリガナ) コソダテ ハナコ 子育 花子	母	昭和・平成・令和 ●●年 ●月 ●日生 個人番号（マイナンバー12桁）△△△△-△△△△-△△△△	パート	○○歳	男・女 (有)・無	(有)・無
	(フリガナ) コソダテ イッセイ 子育 一星	兄	昭和・平成・令和 ●●年 ●月 ●日生 個人番号（マイナンバー12桁）◇◇◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇	川島中学校	●	男・女 (有)・無	(有)・無
	(フリガナ) コソダテ ツキコ 子育 月子	姉	昭和・平成・令和 ●●年 ●月 ●日生 個人番号（マイナンバー12桁）◇◇◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇	川島小学校	●	男・女 (有)・無	(有)・無
	(フリガナ) ヒラヌマ カズオ 平沼 一男	祖父	昭和・平成・令和 ●●年 ●月 ●日生 個人番号（マイナンバー12桁）○○○○-○○○○-○○○○				
	(フリガナ) ヒラヌマ セイコ 平沼 星子	祖母	昭和・平成・令和 ●●年 ●月 ●日生 個人番号（マイナンバー12桁）△△△△-△△△△-△△△△	農業	○○歳	男・女 (有)・無	(有)・無
	(フリガナ) ヒラヌマ ユメシ 平沼 夢司	伯父	昭和・平成・令和 ●●年 ●月 ●日生 個人番号（マイナンバー12桁）◇◇◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇	会社員	●●歳	男・女 (有)・無	(有)・無
生活保護の適用の有無		適用無し ( ) ・ 適用有り ( 年 月 日保護開始)					

学年・年齢は令和7年4月1日時点の学年と年齢をご記入ください。  
(例) 申込時は小学6年だが、令和7年度は中学生になる場合は中学1年と記入。

③税情報等の提供に当たっての署名欄（自署の場合のみ押印省略できます）

町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定、利用調整及び利用者負担等の決定のため必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに申請保護者及び同居親族等は同意します。

保護者氏名 子育 花子 印

④ 誓約書（自署の場合のみ押印省略できます）

⑤ 保育料連帯保証書

誓約書	保育料連帯保証書
保育園に入園後は保育園の規則を守り、保育料は責任をもって期日までに納付することを誓約します。 令和 ●●年 ●月 ●日	入園児童の保育料について、保護者が完納することを連帯して保証いたします。万一滞納した場合は、私が責任をもって納入いたします。 令和 ●●年 ●月 ●日
保護者署名 子育 一男 印	住所 〒 - (保証人)
保護者署名 子育 花子 印	氏名 (保証人) 電話番号
	※必ず保証人本人が記入してください

- 1 保育の実施を必要とする理由を証明する書類を添付してください。
- 2 きょうだい2人以上が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに申請書を提出してください。
- 3 この申請書又は証明する書類に虚偽等がある場合は、教育・保育給付認定並びに入所を保留又は解除する場合があります。
- 4 町が行う利用調整により、希望する保育所又は認定子ども園に入所できない場合がありますので、ご了承ください。

\*施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日	令和 年 月 日
施設（事業者）名	(事業所番号： )
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約（内定）の有無	<input type="checkbox"/> 有（契約・内定（ 年 月 日契約（内定））） ・ <input type="checkbox"/> 無
備考	

(裏面)

# 【 家 庭 状 況 等 調 査 票 】

## 記入例②

児童氏名	(フリガナ)	コソダテ	ノソミ	生年月日	●年	●月	●日( ●歳)	男・ <input checked="" type="radio"/> 女
		子育	希望					

○保証 該当する項目に  や内容を記入してください。

就 労	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input checked="" type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 自営業 ( <input type="checkbox"/> 居宅内 <input type="checkbox"/> 居宅外 )	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 自営業 ( <input type="checkbox"/> 居宅内 <input type="checkbox"/> 居宅外 )
	仕事先の名称 (予定の場合も記入)	(株) ○○○○商店 電話 0 4 9 ( 1 2 3 ) 4 5 6 7 住所 ○○市△△町◇◇丁目◇◇番	通勤手段が複数になる時は、 主な手段を記入し、 「○○他」としてください。
	勤務数、週単位か月単位で困ってください。	通勤手段 電車 他 通勤時間 45分	通勤手段 車 通勤時間 60分
	勤務時間・日数	9 時 00分 から 16 時 00分 週 ● 月 21 日	求職活動で申込される方は、「求職活動状況等申告書」の提出が必要です。ハローワークの登録証のコピーや面接予定の企業のコピーなどを提出してください。
	就労(予定)年月日	R 5 年 4 月 1 日から	
	求職中	【活動内容】	
就 学	学校名		
	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
疾 病	病名		
	病院名		
	現在の状況	<input type="checkbox"/> 入院 ( 年 月 日から ) <input type="checkbox"/> 通院 ( 週・月 回 ) <input type="checkbox"/> 自宅療養中	<input type="checkbox"/> 入院 ( 年 月 日から ) <input type="checkbox"/> 通院 ( 週・月 回 ) <input type="checkbox"/> 自宅療養中
障 害	障害名		
	手帳の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ( 身体・精神・療育 級 )	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ( 身体・精神・療育 級 )
看 護 ・ 介 護	非看護・介護者	続柄 ( )	続柄 ( )
	病名等		
	居宅内	<input type="checkbox"/> 全介護 <input type="checkbox"/> 常時観察介護 <input type="checkbox"/> 要介護	<input type="checkbox"/> 全介護 <input type="checkbox"/> 常時観察介護 <input type="checkbox"/> 要介護
	居宅外	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> その他 ( )
妊 娠 ・ 育 児 休 業	妊娠・出産 (申請時点)	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( 予定日 年 月 日 )	
	産前・産後休暇	▲▲年 ▲月 ▲日 ~ ●●年 ●月 ●日	育児休業中の方は、必ず記入してください。
	育児休暇	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済 ●●年 ●月 ●日 ~ ▲▲年 ▲月 ▲日	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済 年 月 日 ~ 年 月 日

○祖父母の状況(別居・同居にかかわらずご記入ください)

		母方	父方
祖 父	氏名	平沼 済行	
	生年月日	大正●昭和●平成 ▲年 ▲月 ▲日( ××歳 )	大正●昭和●平成 年 月 日( 歳 )
	住所	川島町大字△△870-1	
	状態	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他
	就労状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ( 会社員 1日( 7 )時間 )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( 1日( )時間 )
祖 母	氏名	平沼 星子	子育 信子
	生年月日	大正●昭和●平成 ○年 ○月 ○日( ○○歳 )	大正●昭和●平成 ▲年 ▲月 ▲日( ▲▲歳 )
	住所	川島町大字△△870-1	○○市○○町△丁目
	状態	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他
	就労状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ( パート 1日( 5 )時間 )	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( 1日( )時間 )

○児童の状況

現在の保育状況	1. 自宅で保育している	保育している人 / <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 祖父 <input checked="" type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他( )	
	2. 預けている	週 日 / <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 友人 同伴就労 <input type="checkbox"/> その他( )	
	3. 保育施設・幼稚園等	<input checked="" type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 認定子ども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> その他	

生育歴	出生時	身長 ( ) <input type="text"/> cm ) 体重 ( ) <input type="text"/> kg )
	現在の身長・体重	身長 ( ) <input type="text"/> cm ) 体重 ( ) <input type="text"/> kg )
	身体発達状況	<input checked="" type="checkbox"/> ふつう <input type="checkbox"/> ややおそい <input type="checkbox"/> おそい
		首のすわり ( <input type="text"/> か月 ) 這う ( <input type="text"/> か月 ) ひとり歩き ( <input checked="" type="checkbox"/> 歳 <input type="text"/> か月 )
	現在の授乳状況	<input type="checkbox"/> 母乳 <input type="checkbox"/> ミルク <input checked="" type="checkbox"/> 混合 <input type="checkbox"/> 卒乳 ( <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> か月 )
		・哺乳瓶の使用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
	食事状況	離乳食(開始:生後 <input type="text"/> 〇〇 か月) <input type="checkbox"/> 初期 <input type="checkbox"/> 中期 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 完了 / <input checked="" type="checkbox"/> 幼児食 ・食べ方 <input type="checkbox"/> 食べさせてもらう <input type="checkbox"/> 手でつかんで食べる <input checked="" type="checkbox"/> スプーン <input type="checkbox"/> はし

アレルギー	食物アレルギー	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 牛乳 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> 大豆 <input type="checkbox"/> その他( )
	その他アレルギー	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> 花粉 <input checked="" type="checkbox"/> ダニ・ハウスダスト <input type="checkbox"/> その他( )
	アナフィラキシー	これまでに症状が <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ( 症状: ) いつ頃から(原因) 年 月頃 から ( 原因: )
	給食での除去食の必要がありますか?	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ( 除去食名: )

医療歴	ひきつけ・けいれん	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある ( 初回 <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> か月 / 発熱 <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="text"/> ℃ ) ・その後の回数 <input type="text"/> 回 / 状態
	てんかん	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ( 初回 <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> か月 / 発熱 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="text"/> ℃ ) ・服薬 <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ( 開始時期 <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> か月 ・ 1日 <input type="text"/> 回使用 )
	既往歴	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある { <input type="checkbox"/> 肺炎 <input type="checkbox"/> 中耳炎 <input type="checkbox"/> 肝炎 <input type="checkbox"/> 川崎病 <input checked="" type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> 水ぼうそう <input type="checkbox"/> ヘルニア <input type="checkbox"/> 脱臼(部位 ) <input type="checkbox"/> その他( )

健康診断	① 今までに大きな病気、けがをしたことが ( <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 疑いがある )
	病名 ( <input type="checkbox"/> 経過観察中 <input type="checkbox"/> 治療の予定あり <input type="checkbox"/> 完治 )
	② 発達や慢性的な病気のことと相談している病院や施設がありますか。 ( <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない )
	病名等 <input type="text"/> 〇〇〇〇 主治医指摘事項 <input type="text"/> 定期受診で経過観察中 病院・施設の名称 <input type="text"/> ▲▲▲病院

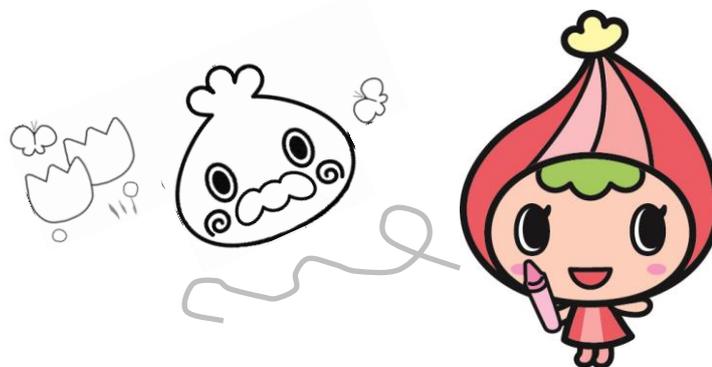
その他	4~5か月健診	<input type="checkbox"/> 未受診 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 指導あり ( 内容: )	受診場所: <input type="text"/> 〇〇市 )
	1歳6か月健診	<input type="checkbox"/> 未受診 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 指導あり ( 内容: )	受診場所: <input type="text"/> 川島町 )
	2歳児健診	<input type="checkbox"/> 未受診 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 指導あり ( 内容: )	受診場所: <input type="text"/> 川島町 )
	3歳児健診	<input checked="" type="checkbox"/> 未受診 <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 指導あり ( 内容: )	受診場所: <input type="text"/> )

その他	延長保育	<input type="checkbox"/> 希望しない <input checked="" type="checkbox"/> 希望する ( <input type="checkbox"/> 朝延長のみ <input checked="" type="checkbox"/> 夕方延長のみ <input type="checkbox"/> 朝・夕方延長 )
	土曜保育	<input checked="" type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 希望する

決定ではありません。  
申請時点での希望を記入してください。

○特記事項(その他集団生活において気になること、心配なことが)

お申し込み後も  
大切に保管してください



川島町マスコットキャラクター 「かわみん」

※「令和7年度 保育園等入園のご案内」は令和6年度9月末日現在の情報をもとに作成しています。  
今後、内容が一部変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。